

公文書館だより



大札幌市区域及地域設定略図附公園広路計画図(当館所蔵、地図No.82)

この地図は、大正14年(1925)頃に、札幌市が都市計画のために作成したと考えられています。全体に劣化し、汚れや破損があったところを令和2年(2020)度に修復しました。このほかにも、所蔵している古い地図の修復とデジタル化を少しずつ進めています。

公文書館では、明治から令和までの札幌に関する地図を数多く所蔵しています。ご興味のある方は、どうぞ当館へお越しください。

札幌市制施行の準備～特定重要公文書による『新札幌市史』の補完～

はじめに

令和4年(2022)8月、札幌市は市制施行100年を迎えた。振り返って、札幌「区」から札幌「市」となった大正11年(1922)には、市制施行に際してどのような準備がなされたのであろうか。

『新札幌市史』第四巻通史四(以下「市史四」と略記)では、52～53頁にかけて市制施行準備及び施行当日の様子が叙述されている。準備段階の叙述は『市制準備関係書類』という史料に依拠しているが、市制施行日とその延期の事情についてはやや詳述しているものの、殆どが準備項目の列挙にとどまり、各項目の具体的な内容には触れられていない。

本稿では、上述『市制準備関係書類』について、札幌市公文書館(以下「当館」と略記)には原本と複製の2種類が所蔵されていることを明らかにしたうえで、原本である特定重要公文書¹『大正11年 札幌市制準備関係書類』(以下「特定『準備書類』」と略記)の記述を元に²、市制施行直前にどのような準備が行われていたのかの一端を紹介する。

1. 複製された『市制準備関係書類』

市史四の編さん・執筆時に参照され当館に保管されている『市制準備関係書類』(以下「複製『準備書類』」と略記)は、昭和63年(1988)に、当時文書保存センターに保管されていた現用公文書を、市史編さんのための史料として複写・製本したものである。この複製『準備書類』と平成30年(2018)に当館へ移管された特定『準備書類』とを比較すると、特定が原本で複製が写しという関係にあることが明らかになった。

この複製『準備書類』は、特定『準備書類』に綴られている文書全てを複写してはおらず、一部を欠く。複製『準備書類』の件名目録に、手書きで「道外都市への照会・回答書につき省略」あるいは「道内都市への照会・回答書につき省略」などと、件名に該当する文書の概略を記したうえで複写を省略したことが注記されていることから、意図的に複写をしなかったことがうかがえる。

複製『準備書類』において複写されなかった文書件名及び番号は「一 表彰規程ニ関スル件」「五 市制施行ニ関スル件」「七 市制施行ニヨリ函館区役所へ照会案」「八 区吏員事務分掌ニ関スル件」「一二 返電案」の5件である。このうち五を除く4件は文書の全てが欠けており、いずれも道外及び道内他都市への照会・回答・返電に関わる起案・回答・文案である。五に関しては他都市への照会・回答文書は省略され、札幌区内部の供覧文書のみ複写されている。

したがって、原本を複写して複製『準備書類』を作成する際に、道外及び道内の他都市への照会内容とその回答については、市史編さんにおいては、叙述以前の史料収集の段階で複写を省き叙述もしない、という判断がなされたことが推測される。実際に市史四の叙述では他都市へ照会を行ったことのみが記されており、その照会先や内容、回答については一切記されていない。

以下本稿では特定『準備書類』に依拠し、市史四で叙述が省かれた市制施行準備の一端を紹介する。

2. 道外他都市への照会と公職者表彰

前節で述べたように、市史四の中で「近年市制を施行した市役所へ前例照会を行」ったことが記されているが(札幌市教育委員会編 1997:52)、照会先・内容・回答については全く記されていない。

他市への照会については、前節で挙げた件名のうち「一 表彰規程ニ関スル件」「五 市制施行ニ関スル件」の2件が該当する。このうち件名番号五については、特定『準備書類』によれば、市制施行済の道外9市に対して市会成立までの間の予算の取り扱いや例規等を照会しているが、本稿では紙幅の都合上省略し、件名番号一について詳述したい。

複製『準備書類』ではこの件名に相当する文書が全て省かれていることは前節で述べたが、特定『準備書類』を確認すると、大正11年1月16日付起案「表彰規程ニ関スル件」(区長代理決裁)が最初に綴られている。内容は、表彰規程が設定されていればそ

¹ 公文書管理法第2条にいう「特定歴史公文書等」に相当する、札幌市での呼称。

² 当館所蔵 特定重要公文書 2018-0175。以下特定重要公文書は全て当館所蔵。

の内容を照会するというもので、東京・京都・大阪・名古屋・横浜の5市役所へ依頼し、うち東京・京都・名古屋の3市から表彰規程の具体的な内容が回答されている。また、市史四では「市制準備は四月になるとすぐ開始し」と叙述するが〔札幌市教育委員会編前掲書:52〕、表彰規程に関する照会は1月に行われ、2月中には3市から回答が来ている。4月ではなく、同年1月には既に準備が開始されていたのである。

ところで、表彰規程を照会する理由は特定『準備書類』にも記されていない。しかし市制施行の翌大正12年(1923)の事務引継書では³、引継事項の中に「公職者表彰ニ関スル件」として表彰の計画が示されており、「新市会成立後ニ於テ表彰」することを「適当ナル時期ニ於テ実行セラレタシ」としている。実際に4月3日に市役所にて公職者表彰式が行われた⁴。そして、これに先立つ3月19日に「表彰標準」が札幌市参事会で諮問され〔札幌市議会編 1976:392〕、「本標準ハ今回行フ表彰者ニ限ルモノトス」という条件付き原案で決定されている⁵。公職者表彰の計画は市制施行の準備段階から検討され、表彰の対象者の範囲や在職年数などを「表彰標準」として定める際に、先の3市の回答も参考にしたのであろう。

余談であるが、恒久的な「札幌市表彰規程」が定められるのは後の昭和7年(1932)である。

3. 臨時2系の役割

市史四で挙げられている準備項目の中に「臨時の二係を置き」とあるが〔札幌市教育委員会編前掲書:52〕、具体的な事務分掌などは記されていない。これについては複製『準備書類』にも複写文書が綴られてはいるが、市史四では詳述されていない。

特定『準備書類』には、大正11年4月12日付起案「各係員任命ノ件」(区長代理決裁)が綴られている。これによると、市制施行の準備のために「選挙人名簿調整係」と「市制実施諸規定等改正準備係」の2つの係を置き、前者は係長以下合計14名の職員が、後者は係長以下合計9名の職員が任命されている。また前者に任命された職員は、札幌区吏員のうち庶

務係の全員・税務係から5名・戸籍係から5名という内訳であることが、特定『準備書類』に綴られている別の文書から読み取れる。

この2係が臨時で置かれた理由として、選挙人名簿調整係については、市制施行時にそれまでの区会議員は自動的に失職し、改めて市会議員が決まるまでは北海道参事会が緊急案件の処分にあたることとなる。したがって市制施行後速やかに市議員選挙を行う必要があるため、その準備として臨時に係を設置したと考えられる。また市制実施諸規定等改正準備係についても、区から市になるにあたっては新たに例規類を整備する必要があり、その準備作業にあたるため臨時に係を設置したのであろう。

おわりに

本稿では市制施行準備業務のうち市史四で詳述されていない点の一部を、特定重要公文書を元に明らかにした。また調査の過程で、市史編さん時に使用された史料が、当時の現用公文書を一部省略の上複製したものであることが明らかになった。

自治体史に全ての出来事を網羅することは不可能であり、編さん時に様々な理由による取捨選択が働くことは避けられない。したがって、館が所蔵する特定重要公文書を調査研究して公刊された自治体史を検証・補完することは、『アーキビストの職務基準書』〔国立公文書館 2018〕に照らしても、アーキビストとアーカイブズの社会的責務の一つといえよう。

参考文献・参考 URL

国立公文書館 2018 『アーキビストの職務基準書』
<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsho.pdf> (最終閲覧日:2022年11月10日)

札幌市議会編 1976 『第一期第二期 札幌市会小史』 札幌市議会

札幌市教育委員会編 1997 『新札幌市史』第四巻 通史四 札幌市

(公文書館専門員 谷中章浩)

³ 特定重要公文書 2013-2623 『市長職務管掌事務引継書 大正12年』。

⁴ 『札幌市公報』第9号(大正12年4月10日):12-14、及

び「前公職者表彰」(北海タイムス大正12年4月5日)。

⁵ 特定重要公文書 2013-1896 『大正12年 札幌市参事会書類』。

はじめに

本稿では、令和 4 年度に札幌市公文書館(以下、「当館」)に札幌市経済観光局農政部農政課から移管された9冊の石山水道関係の特定重要公文書(以下、「石山水道関係簿冊」)の紹介をします¹(図 1)。



【図 1】石山水道関係簿冊

石山水道は、地下水などを水源とし、昭和 29 年(1954)から昭和 62 年(1987)までの間に札幌市内 102 ヶ所に設置された「専用・簡易水道」の一つです²。

以下本稿では、公文書の記述を参照することで、無水地帯であった現在の札幌市南区石山周辺地区に戦後開拓で入植した人々の苦労の一端とともに、「石山水道」という生活や営農で重要な「上水」の管理を巡る札幌市(以下、「市」)・北海道開発局(以下、「開発局」)・旧豊平町・農業協同組合など複数の組織の動向について、時系列に沿って述べていきます。

公文書の内容と石山水道の歴史

敗戦後、日本国内では戦災者や海外植民地からの引揚者・復員軍人などで失業者が急増し、食糧事情も深刻化しました。政府は対策として「緊急開拓事業」を計画し、北海道も「北海道戦後開拓実施要領」を策定しました。この制度の下に入植した開拓者が戦後開拓者と呼ばれます³。

¹ 名称は、特定重要公文書 2022-0232『石山水道管理委託綴』、2022-0233『石山水道施設譲与契約綴』、2022-0234『石山水道飲料水調査綴』、2022-0235『石山水道補修事業関係綴』、2022-0236『石山水道一部改修工事補助金交付関係綴』、2022-0237『石山水道補償溜池関係書』、2022-0238『石山水道附帯工事設計書』、2022-0239『石山水道概要』、2022-0240『石山水道水利権譲渡関係綴』。特定重要公文書の定義は谷中稿を参照。

なお、資料中に「石山開拓水道」、「石山簡易水道」、「石山専用水道」などといった名称が登場しますが、本稿

石山地区の開拓地は、昭和 20 年(1945)の拓北農兵隊 40 戸に始まり、豊羽鉦山の離職者、道内離職者などが入植して形成されました⁴。

北海道が昭和 22 年(1947)に道内の無水・悪水地帯と思われる地域に対する調査を行ったところ、開墾に伴う地下水の低下により、飲雑用水に不自由するところが多く、開拓地の用水対策は緊急課題とされました⁵。

昭和 25 年(1950)には、北海道により石山地区でも地下水調査が行われ、水源の状態などは報告されたものの、水質調査には及びませんでした。

昭和 27 年(1952)、石山地区に入植していた人々は、上水道施設を設けるように開発局へ陳情を出しました。その後、昭和 28 年(1953)に国営開墾建設事業で湧水を水源とした専用水道の工事に着手し、昭和 29 年に竣工しました。しかし、開発局による管理はされているといえない状況にあったようです。

昭和 36 年(1961)には、開発局から旧豊平町(同年、札幌市と合併)に石山水道の管理委託要請があり、確約書が提出されましたが、市との合併に際し明確な引継ぎは行われなかったとされます。

昭和 39 年(1964)になり、開発局から市に管理委託の要請があったため現地調査をしたところ、補修が必要なことと管理上の問題点が浮かび上がりました。そのため、補修後なら市が管理を受諾するとして、補修費用の全額を国費で賄うことを市から国へ要望しましたが、当該地域の開墾事業が終了していることを理由に国の直轄事業で補修はできないとされました。最終的には、国費補助事業である開墾建設附帯助成事業により、昭和 42 年度事業として市が主体の補修事業を行いました(図 2)。

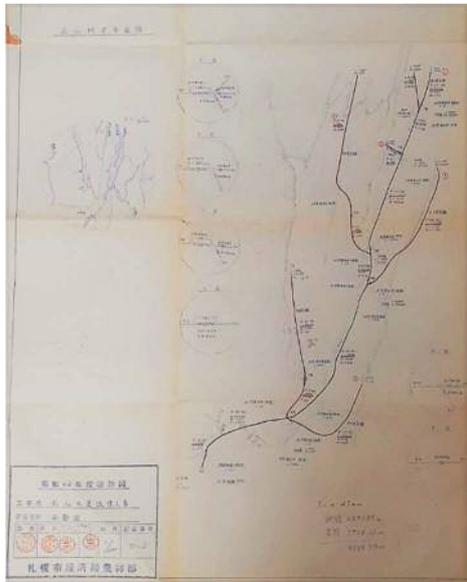
では「石山水道」に表記を統一します。そして、鉦毒問題と関わる「石山水道」は別の水道です。

² 札幌市水道局編『札幌市水道五十年史』、1988 年、180 頁。なお、石山の一部は現在も市水道の給水区域外地域です(「札幌市水道事業給水条例」)。

³ 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第 5 巻通史 5 上、2002 年、318-319 頁。

⁴ 同上、322 頁。

⁵ 北海道戦後開拓史編纂委員会編『北海道戦後開拓史』、1973 年、171 頁。



【図2】石山水道改修工事平面図⁶

石山水道の管理は昭和 43 年(1968)から西豊平農業協同組合(同年、札幌市農業協同組合と合併)とその補助機関として設立した石山水道利用組合が行うこととなりました。

西豊平農業協同組合に管理委託した後、宅地造成と十勝沖地震の影響から露出したとされる配管の改修が必要な事態が起きましたが、それだけでなく老朽化も進んでいました⁷。昭和 46 年(1971)には、漏水が判明し、水質検査をしたところ滅菌施設の腐食が原因となり大腸菌が検出され飲用不適となりました。昭和 48 年(1973)の道営農道等補修事業で大改修が行われ、土地改良財産である取水施設(集水柵及び配水池)を除き、約 9,900m の配水管などは札幌市農業協同組合に帰属することとなりました。

昭和 53 年(1978)には、開発局と札幌市農業協同組合の間で取水施設の譲与に関する協議が始まりました。翌年に、札幌市農業協同組合長と石山水道利用組合長から連名で市が譲与を受けてほしいとの要請があり、市は取水施設の譲与を受け、併せて石山水道に係る水利権の譲渡を受けました。

その後、水道利用組合の運営改善を目的に持つ財団法人心和会(昭和 46 年設立)に、市は取水施設の管理業務を委託し、札幌市農業協同組合は配水管などを譲与しました。

昭和 60 年(1985)に、石山水道の管理・運営に関わっていないことなどを理由に、市は石山水道利用組合へ水利権の譲渡をしようと許可権者である北海道に申請しました。しかし、そのためには取水施設の財産権も譲渡する必要があり、国から取水施設の譲与を受けた際の契約書に譲与物件の譲渡等の禁止が明示されていたため、市は後日申請を取り下げることとなりました。

おわりに

以上のように、石山水道関係簿冊には、戦後開拓期に国により上水道が敷設されてから市に施設と水利権が渡るまで、市民の要望や国の要請などを受けた市が、どのように意思決定をし、可能な限りの対応をしたかが示されています。こうした事業や行為の証拠となるのが、アーカイブズ資料の持つ価値の一つです。

最後に、関連するため一緒に閲覧していただきたい特定重要公文書『昭和35年 石山開拓水道関係綴⁸』を紹介します。この公文書は旧豊平町の公文書と考えられ、市町村合併前の石山水道の様子が記述されています。内容は関係がありますが、①石山水道関係簿冊中に綴られている関連簿冊の一覧表にはない、②前述のように市町村合併後に明確な引継ぎがなかった、③どの部局で管理されていたかが不明なまま当館に移管されたということから、どこかの時点で行方不明になってしまい市の業務では参照などもされなかった公文書の可能性があります。

市町村合併時の引継ぎ文書が行方不明となることについて、当館元職員の榎本洋介氏は「当時の事務の必要上解体されて他の文書とともに編綴され、全くちがう文書綴として保管されているか、その後保存期限経過などにより廃棄または散逸した可能性⁹がある」と示唆していますので、この公文書は行方不明になりながらも奇跡的に元々の形で残ったものなのかもしれません。

(公文書館専門員 高山征季)

⁶ 特定重要公文書 2022-0232 より。

⁷ 宅地造成業者は行方不明となっていたこともあり、市が露出配管改修工事の工費のうち 3 分の 1 ほどの金額を補助金として出しました。

⁸ 特定重要公文書 2019-0586。

⁹ 榎本洋介「札幌市の文書保存と合併町村の引継文書」『札幌市文化資料室研究紀要-公文書館への道-』第 3 号、2011 年、118 頁。

上記の方法以外にも、専門員はあの手この手で年代特定を行っておりますが、年代のおおよその範囲までは調べることができても、完全に確定させられる資料は決して多くはありません。写真をご利用いただく際の撮影年代については、そのことをお心にお留めおきいただければと思います。

将来、公文書館が入手した資料と照らし合わせることで写真の正確な年代を特定することができるかもしれません。また、時に調査研究をなされている利用者の方より有力な情報が寄せられ、参考にさせていただくこともあります。

歴史的に価値を感じ、捨てるのは忍びないと思わ

れる写真をお持ちの方は一度当館にお持ちいただくと幸いです。

この度は、年代考証で最も多い結果である、おおよその年代の予測までができたものを取り上げました。

完全に特定できた例も勿論ありますので、寄贈いただいた写真がどのような手順で公開されるかなどに興味を持っていただけましたら、公文書館だより第9号(令和3年(2021)12月発行)に詳しく書いておりますので、よろしければぜひご覧ください。

(公文書館専門員 尾崎理香)

着任あいさつ ~市制100周年の年に~

令和4年(2022)4月に館長に着任致しました。それまで公文書館に関連する特別な知識や経験はなく、開館当時、研修で一度訪れた記憶があるのみでした。6月に全国公文書館長会議に参加する機会をいただいたのですが、話を伺うと、経験豊富な方が多い一方で、自分と同じように、これまで特段の関わりがなかったという方も少なからずいることに少しホッとしたりもしました。

さて、札幌市は今年、市制施行からちょうど100周年を迎えました。関連するイベントなども行われ、100年を振り返る上で当館所蔵の写真も数多く使われました。当館では、市の他部署から引き継いだものを含め、7万点を超える写真資料を所蔵しており、これは全国的にも珍しいものと思われま

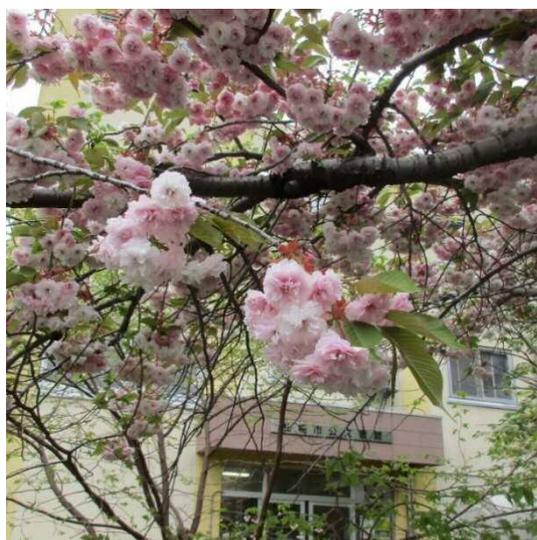
す。また、令和5年度には当館が開館10周年を迎えることとなります。コロナ禍で休止していた研修や講座なども、感染状況を踏まえながらとはなりますが、徐々に再開しつつあります。

コロナについては、その対応に関連した様々な文書を、「市民生活に重要な影響を及ぼした施策に関する公文書」として、適切に管理するよう各課に通知されており、本市保健所においても、今後の感染症に強いまちづくりに向けた政策検討の資料として、また、将来起こるかもしれない新たな感染症対応のため、このたびの記録をあらためて整理する動きもある

ところ

です。公文書館の認知度は、残念ながら高いとは言えないと感じておりますが、今後は、こういった文書、資料を適切に移管、保存し、多くの方が活用できるようにしていくことにより、その重要性がより浸透していくものと思われま

す。公文書館を知らなかったために、それぞれの目的を達成する機会を失うということがないように、多くの方の日常の選択肢の一つとなれるよう取り組んでいきたいと思



公文書館利用のご案内

◆開館時間◆

午前8時45分～午後5時15分
(閲覧室での利用請求等の申込は午後4時30分まで)

◆休館日◆

日曜日、月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
※この他、職員研修等により臨時休館となる場合があります。

◆入館料◆

無料

◆交通アクセス◆

ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。
札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅下車6番・7番出口から
徒歩3分
札幌市営地下鉄南北線「中島公園」駅下車1番・2番出口から
徒歩5分

◆アクセスマップ◆



公文書館 SNSのご案内

いいね!を
お待ちしております

令和2年(2020)にツイッター、フェイスブック、インスタグラムの札幌市公文書館公式アカウントを開設し、所蔵資料に関するコラムや、公文書館での活動について定期的に投稿しています。

このうち、フェイスブックでは「秘密のアーカイブズ」と題して、本年4月から7月までは札幌で行われたパレードやお祝いの行列に関する記事を、8月からは令和4年(2022)が鉄道開通150年であることにちなんで、北海道内を走った鉄道に関するコラム

を掲載しています。

「秘密のアーカイブズ」更新時にはツイッターでもお知らせしていますが、回によってリツイート(引用)がリツイートを呼び広く情報が拡散される時と、全くされない時とがあり、どのような内容の投稿が皆さんの心にヒットするのか日々試行錯誤しながら取り組んでいます。

皆さんもぜひこの機会にアクセスしていただくと嬉しいです。

Facebook

<https://www.facebook.com/SapporoArchives/>



Twitter

@SapporoArchives



Instagram

@sapporoarchives



公文書館だより

第10号・令和4年(2022)12月

発行 札幌市公文書館 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

Tel・公文書館事務室 011-521-0205 閲覧室 011-521-0207 Fax 011-521-0210

E-mail・kobunshokan@city.sapporo.jp URL・<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>



さっぽろ市

02-A01-22-2210

R4-2-1398

